

診療情報等の取得・活用について

当院は他医療機関からの診療情報の提供やマイナンバーカード保険証（マイナ保険証）、問診票を利用し、患者さんの正確な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

令和6年診療報酬改定より当院では診療情報の取得・活用に伴い、国の定めた診療報酬を算定いたします。

◆（初診時）

- 医療情報取得加算1 3点
（マイナ保険証を利用しない場合）
- 医療情報取得加算2 1点
（マイナ保険証利用時又は他医療機関の診療情報の提供を受けた場合）

正確な情報取得・活用するために、マイナンバーカード保険証（マイナ保険証）によるオンライン資格確認等の利用にご協力のほどよろしくお願いいたします。

受診の際は、 マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



とっても簡単！マイナンバーカード

- ### 1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。


- ### 2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or
- ### 3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

過去の情報を利用いたします

同意しない 同意する

（40歳以上対象）過去の情報を利用いたします

同意しない 40歳未満 同意する

※医療情報利用をご利用される方は、同意で確認・選択をお願いします。
- ### 4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。